

令和7年度 区民文化部、産業経済部及び農業委員会事務局定期監査結果

地方自治法及び板橋区監査基準の規定に基づき実施した定期監査の結果について、下記のとおり報告する。

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
令和7年11月10日(月)	<p>【区民文化部】 板橋地域センター、板橋四丁目集会所、 富士見地域センター、大和集会所、 常盤台地域センター、常盤台地域集会室、水久保公園内集会所、 志村坂上地域センター、志村コミュニティホール、小豆沢集会所、 舟渡地域センター、舟渡ホール 徳丸地域センター、きたのホール、西徳第一公園内集会所</p> <p>【産業経済部】 いたばし観光センター</p>
令和7年11月12日(水)	<p>【区民文化部】 仲宿地域センター、仲宿集会所、 蓮根地域センター、ロータスホール、蓮根集会所、 下赤塚地域センター、赤塚七丁目集会所、 志村坂上区民事務所、蓮根区民事務所、下赤塚区民事務所、 美術館</p> <p>【産業経済部】 産業振興課、ハイライフプラザ、産業戦略担当課長</p>
令和7年11月13日(木)	<p>【区民文化部】 地域振興課、いたばし総合ボランティアセンター、 戸籍住民課、スポーツ振興課、文化・国際交流課</p> <p>【産業経済部】 くらしと観光課、赤塚支所</p> <p>【農業委員会事務局】 農業委員会事務局</p>

2 合議年月日 令和7年12月25日

3 実施場所 監査委員室ほか各施設

4 監査の範囲 (1) 令和6年度及び令和7年度の財務に関する事務
(2) 施設及び備品の管理状況

5 監査の着眼点

- (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。
- (2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。
(さらに詳細な分析が必要と考えられる事業として、「産業活性化戦略に係る事業について」(所管部署：産業振興課)を選定し、重点調査を実施する。)
- (3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。
- (4) 令和4年度行政監査について、提出された措置結果通知どおりに行われているか。
(令和4年度第1回行政監査テーマ「生活安全の推進について」(所管部署：くらしと観光課)の措置結果通知分)
- (5) 令和6年度重点調査について、提出された対応状況報告どおりに行われているか。
(令和6年度重点調査テーマ「農業者支援のための人材育成策について」(所管部署：赤塚支所))

6 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。
ただし、「7指導事項」のとおり、一部指導を行った。

7 指導事項

地域センターにおける準公金の取扱いについて

地域センターの監査を実施したところ、以下の問題点が確認された。

地域センターにおける準公金の取扱いについては、令和4年度に発生した大谷口地域センター職員による着服事件を受け、その後の監査において、区の措置結果で示された「地域センター事務の手引き」やその別冊である「準公金の会計事務」(以下「手引き等」という。)に則った事務処理が行われているかを検証しているところである。

令和5年度・6年度の2か年で全ての地域センターの状況を確認したが、いずれの年度においても、依然として一部で手引き等が遵守されていない状況が見受けられた。そのため、監査結果において、意見を付す、口頭による注意を行うなどの措置を取り、手引き等を実効性のあるものとし、より適正な事務処理に取り組むよう求めてきたところである。

しかしながら、令和7年度の監査においても、手引き等に基づかない事務処理が複数の地域センターで確認された。主な実例は以下のとおりである。

- ・10万円以上の現金の長期手元保管
- ・職員の個人アカウントを利用したインターネットによる物品購入及び電子決済の使用
- ・職員のクレジットカード等を利用した物品購入
- ・収入・支出における疎明資料の不備
- ・現金出納簿、現金等保管状況報告書、郵券受払簿等における記載誤り、月次決裁の不徹底

再三の注意にも関わらず、これらの不適正な事務処理が行われていることは、地域

振興課及び地域センターにおいて、準公金に対する意識改革と再発防止策が機能していないことを示しており、到底看過できるものではない。万一、再び不祥事が発生すれば、過去の事件を教訓とせず軽視したものと見なされ、区の信頼に及ぼす影響はより甚大なものとなると推測される。

これまでの監査を通じ、不適正な取扱いが繰り返される原因として、

- ・少人数職場であり、事務の引継ぎを十分に行うことができないこと
- ・会計事務の経験が少ない職員が配属された際に指導・助言できる経験者が周囲にいないこと
- ・手引き等に規定された内容が必ずしも実務に適合していないこと
- ・職員の負担軽減を組織的に進める仕組みが存在しないこと
- ・地域振興課本課に当事者意識が希薄であること

などの点が認められた。本件は、個々の地域センターのみで解決できるものではなく、本課である地域振興課が主体となって組織的に取り組むべき課題である。

地域振興課は、準公金の取扱いについて、今一度意識を新たにし、組織全体として不適正な取扱いを防止する体制を構築する必要がある。

なお、その際には、これまでの監査における以下の結果報告等を参考し、事故の風化を防ぐとともに、問題の本質を捉え、形式的ではなく、真に実効性のある仕組みを再構築すべきである。

- ・令和4年度区民文化部、産業経済部及び農業委員会事務局定期監査結果「7指摘事項」
- ・令和4年度区民文化部、産業経済部及び農業委員会事務局定期監査「地域センターにおける現金の取扱いについて」
- ・令和5年度区民文化部、産業経済部及び農業委員会事務局定期監査結果「8意見」
- ・6板監第32号の3 令和6年度区民文化部、産業経済部及び農業委員会事務局定期監査の結果について（報告）「監査委員が口頭で厳重に注意したもの」

（地域振興課）